

H I V 診 療 を さ れ る 先 生 方 へ

大阪府ではH I V 診 療 を 行 う 医 療 機 関 に 対 し て、 要 請 に 応 じ て エ イ ズ 専 門 相 談 員（カウ ン セ ラ ー 等）を 派 遣 し て い ま す。 積 極 的 に ご 活 用 く だ さ い。

カウンセリングはどのような援助を患者さんに提供するのでしょうか？

医療におけるカウンセリングは患者さんが病気を理解し、受容し、納得のいく治療を選択し、病とともにある生活に適応するための援助、心理的な苦痛を和らげるための援助を第一義的な目的とします。これは他の様々な難病や慢性疾患においても必要なことですが、特に HIV 感染症に関してカウンセリングの必要性が積極的に指摘されています。

H I V 感 染 症 は、 治 療 の 進 歩 に よ り 長 期 に 渡 っ て 発 症 を 防 ぐ こ と が 可 能 に な り ま し た。 しか し、 服 薬 継 続 の 困 難 さ や 長 期 短 期 の 副 作 用、 感 染 症 で あ る こ と に 由 来 す る 性 生 活 や 妊 娠・ 出 産 へ の 影 響、 そ し て 予 後 の 不 確 実 さ な ど が 患 者 さ ん に と っ て は し ば し ば 大 き な ス ト レ ス に な り ま す。 ま た、 疾 患 に 付 随 し た 否 定 的 な イ メ ー ジ に よ る 社 会 的 偏 見 が あ り、 患 者 さ ん の み な ら ず そ の 周 囲 ま で も が、 孤 立 や 不 安 に 耐 え な が ら の 生 活 を 余 儀 な く さ れ る こ と が 少 な く あ り ま せ ン。 更 に、 患 者 さ ん 自 身 が 感 染 を 防 ぎ 得 な か っ た 自 分 へ の 罪 悪 感 に 苦 し ん だ り、 自 尊 心 や 自 己 評 価 の 低 下 を き た し て 抑 鬱 的 に な る 場 合 も あ り ま す。

カウンセラーはカウンセリングを通じて、患者さん・パートナーの方・御家族に対して、周囲に表現することができない HIV 感染症に関わる感情や苦悩の受け皿になります。病気との付き合い方や、病気によって影響を受けた社会生活や人間関係など、各自が困難と感じたり葛藤していることを聴き取り、受けとめ、問題に応じて情報提供や他職種との連携も行いながら、本人自身が解決の方向に向かっていけるよう支援します。守秘義務を優先し、患者さん等が安心して内面を語れるような関係構築を図ります。

この派遣制度は、こうしたカウンセリングによる援助を個々の医療機関の体制では提供しにくい時、そこをお手伝いするために発足したものです。

どのような時に患者さんにカウンセリングを勧めたらよいのでしょうか？

患者さんや周囲が HIV 感染によって心理面や社会生活面に受ける打撃は、感染判明時はもちろん、病状の経過中（発病時やターミナル期など）にも起こり得ます。また、患者さんのライフサイクルの変遷に伴い、進学・就職・恋愛・結婚などにあたって HIV 感染していることが様々な不安や葛藤をもたらし、難しい決断を迫ることがあります。治療は順調に経過していても、長期に渡る緊張や努力が患者さんの精神的な疲労となって表れてくることもあります。

そこで、通院開始時に派遣制度の存在を伝え、治療の経過中患者さん側からカウンセリング希望があった時はいつでも、カウンセラー派遣をご依頼下さい。また、以下のような様子が見られ、医療者側が気になる時にはカウンセリング利用を勧めてみて下さい。

<告知直後>

事実を受け入れられない、強いショックを受け混乱している、無理に頑張り過ぎている

<治療に関連して>

病気をどのように受けとめているかがわからない、服薬開始・継続などに心理的な抵抗がある、病状に対する不安や動揺が大きい、医療者との良い関係が持てない、自己決定ができない など

<生活や対人関係に関連して>

パートナー告知ができず苦しんでいる、周囲への告知を迷っている、性生活について悩んでいる、今後の生き方について考えている、家庭や職場や学校に問題を生じた など

<精神状態が気になる時>（精神科への紹介を要する場合を除く）

治療意欲がなくなってきた、精神的に不安定、引きこもっている、自責感が強い、状況にすぐわず妙に明るい など

患者さんにカウンセリングをどのように説明したらよいのでしょうか？

カウンセリングはあくまで患者さんご本人の希望、選択によって利用されるべきものです。しかし「カウンセリングは精神的に弱い者が受けるもの」とか、「カウンセラーは心の中を探る人」といった誤解が利用を妨げていることもあります。

そこで

- ・「もしも色々考えたり悩んだりすることがあるなら、カウンセラーと一緒に考えてみるのもひとつの方法ですよ」
- ・「カウンセラーにゆっくり話してみたら気持ちの整理がつくかもしれませんよ」
- ・「あなたのプライバシーはきちんと守られます」
- ・「不快であったり、不要と感じたら中断してもよいですよ」

などの説明の上で、「一度カウンセラーに会ってみては」 とお勧めください。

専門相談員の派遣を要請するにあたって必要な準備は？

ゆっくり話を聴くことができるよう、他の人が出入りせず話声のもれにくい部屋をご用意いただければ理想的です。相談のための部屋が特にない場合は診察室や検査室、会議室などでも結構です。個室に入院中の患者さんであれば病室までお伺いします。

なお、治療や看護の方針などで、カウンセラーが留意すべきことがありましたらお伝えください。

専門相談員の派遣を要請する場合、どこに申し込むのですか？

- ・大阪府の医療対策課まで申し込んでください。
- ・電話で派遣の日時・場所を事前に相談の上、定められた用紙（別紙様式1及び様式3）を親展文書で提出してください。

継続で派遣を依頼する場合、2回目以降の依頼も文書が必要ですか？

派遣の依頼は1回ごとに文書（様式1）が必要です。

なお、様式3は、カウンセリングの参考にするものなので、初回の派遣以降は、患者さんの状況が大きく変化した場合で結構です。

【申し込み先】

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課 HIV 担当

（電話）直通 06-6944-9156

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号